

「JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）」  
20周年記念シンポジウム  
2020年9月23日（水）

## 「JP-DRP裁定例検討からの課題と将来の方向性(前半)」報告に対するコメント

---

日本知的財産仲裁センター副センター長  
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
DRP検討委員会委員  
弁護士 山口裕司（大野総合法律事務所）

## シンポジウム第2部（前半）報告に対するコメント

### ★ミニマル・アプローチ

- ◆簡易迅速な紛争解決制度としての設計
- ◆裁判所によるドメイン名紛争解決の実際
- ◆申立人代理人としての立場からの意見

### ★登録者の答弁書不提出

- ◆151件出された裁定のうち、87件で答弁書未提出
- ◆「登録者」に対する通知
- ◆日本語を手続言語とする原則（手続規則11条）

## シンポジウム第2部（前半）報告に対するコメント

### ★第1要件

◆JP2014-0002<MYSOFTBANK.JP>

●「.JP」…原則として無視(WIPO Overview 3.0 Section 1.11)

例外：WIPO Case No. DMW2015-0001 <b.mw>

WIPO Verfahren Nr. D2016-2036 <swarovski>

●「MY」…第1要件認定を妨げない(WIPO Overview 3.0 Section 1.8)

JP2005-0011 <MY-RIMOWA.JP>,

JP2011-0003 <IKEA-STORE.JP>, JP2013-0005<IKEASELECT.CO.JP>,

WIPO Case No. D2020-0776 <coronagileadsciences.com>

◆USPTO v. Booking.com米国最高裁判決の影響⇒「generic.com」商標の増加？

### ★第2要件

◆(pay-per-click links付き)パーキングサイト…申立人の商標の評判及び信用と競合し、もしくはそれらを利用し、またはインターネットユーザーを誤解させる場合、正当な目的による提供に当たらない(WIPO Overview 3.0 Section 2.9)

## JPドメイン名紛争処理手続を利用する場合の連絡先

日本知的財産仲裁センター

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-4-2

日本弁理士会館1階

TEL：03-3500-3793

FAX：03-3500-3839

メールアドレス：[info@ip-adr.gr.jp](mailto:info@ip-adr.gr.jp)（事務局）

ウェブサイト：<https://www.ip-adr.gr.jp/>

ご清聴ありがとうございました。

日本知的財産仲裁センター副センター長

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

DRP検討委員会委員

弁護士 山口裕司（大野総合法律事務所）